

江東区介護認定事務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、江東区介護認定事務委託に係る優先交渉事業者選定の実施にあたり、必要となる事項及び手続き等について定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 江東区介護認定事務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「江東区介護認定事務委託業務仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和7年1月4日から令和8年3月31日まで（予定）
- (4) 準備業務の履行期間 令和7年1月4日から令和7年3月31日まで
- (5) 本業務の履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (6) 履 行 場 所 江東区役所3階 介護保険課
- (7) 委託上限額 59,328,000円（税込）下記内訳参照
 - ※令和6年度契約分（準備業務）： 11,171,000円（税込）
 - 令和7年度契約分（本業務）： 48,157,000円（税込）

留 意 事 項

- ①本公募は、(4)(5)両委託を合わせた提案内容について審査を行う。
- ②(7)の当該委託上限額は令和7年第1回区議会定例会における令和7年度当初予算の議決を前提としているため、変更する可能性がある。
- ③契約は単年度とし、(5)は(4)について、受託者が良好な成績で遂行したと江東区が認めた場合に、令和7年度の契約の相手方とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人でないこと。

- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27 江総経第 3281 号)による指名停止を受けていないこと。
- (6) 令和3年度から令和5年度の期間において、本委託業務仕様書に記載された介護認定事務について他自治体における受託経験があること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和6年6月21日(金)～令和6年7月22日(月)
- (2) 質問受付期間
令和6年6月21日(金)～令和6年7月5日(金)
- (3) 質問回答日
令和6年7月12日(金)
- (4) 応募書類提出期限
令和6年7月22日(月)午後5時厳守
- (5) 第1次審査(書類審査)
令和6年7月31日(水)
- (6) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和6年8月29日(木)
- (7) 最終選定結果通知
令和6年9月6日(金)

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公 募 期 間 : 令和6年6月21日(金)～令和6年7月22日(月)
 - イ 公 募 方 法 : 区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間 : 公募開始～令和6年7月5日(金)午後5時必着
 - イ 質 問 方 法 : 持参・郵便・FAX 又は電子メールにより下記担当まで提出すること
 - ウ 回 答 日 時 : 令和6年7月12日(金)
 - エ 回 答 方 法 : 質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない
- (3) 応募書類の提出
 - ア 提 出 期 限 : 令和6年7月22日(月)午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
 - イ 提 出 方 法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送

※持込み先は、下記担当まで

6 提出書類（応募書類）

- (1) 参加表明書【様式1】 1部
- (2) 業務実績書【様式2】 1部
- (3) 企画提案書【任意様式】 正本1部 副本7部

※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

提案内容は下記事項とし、A4サイズ片面20ページ以内とする。

- ・業務実施体制
- ・業務準備期間における実施計画
- ・委託業務終了時の引継ぎ体制
- ・人材育成
- ・個人情報管理及び法令順守
- ・事業者特性
- ・業務効率化

- (4) 価格提案書（見積書）【任意様式】 1部

※令和6年度契約分（準備業務）及び令和7年度契約分（本業務）についてそれぞれの金額を記載すること。

- (5) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 1部

※発行日から3ヶ月以内のもの。

- (6) 会社概要 1部

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になる場合がある。

7 評価方法

- (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

- (2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき評価する。

- (3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3者を第2次審査対象者として選定する。なお、1次評価点の合計評価点が6割に満たない場合は、2次審査対象者として選定しない。

第1次審査の結果は、令和6年8月7日（水）までに全ての参加事業者に電子メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には審査の日時、場所等詳細を通知する。

（4）第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

なお説明は口頭のみで行い、追加の資料やPC、スクリーン等の機材を用いることはできない。

第2次審査の時間は1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）程度とし、参加人数は3名までとする。

（5）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（3）（4）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

（6）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目を区ホームページで公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（1）候補者の名称、総合点及び選定理由

（2）（1）以外の参加者の名称及び総合点

※（1）以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (7) 令和7年度の本業務の実施及び予算額については、令和7年第一回区議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

11 担当

江東区福祉部介護保険課認定係 高岸

電 話：03-3647-9496

メール：2302020@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28